

第22回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和6年6月25日(火) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番	黒田 暢	委員	2番	大川 里美	委員	3番	志田 敏朗	委員
4番	恩田 明雄	委員	5番	五十嵐 晃樹	委員	7番	石栗 聡	委員
8番	齋藤 学	委員	9番	齋藤 茂	委員	10番	庄司 正廣	委員

農地利用最適化推進委員

大沼 隆一	推進委員	松田 潤	推進委員	菅原 義弘	推進委員
-------	------	------	------	-------	------

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

6番 齋藤 俊介 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第55号	農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局長	須藤 輝一
	事務局長補佐	渋谷 淳
	総務係長	渡部 涼子
	会計年度職員	高橋 加奈

議長 ただ今より、第２２回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(９：３０)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。

次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。

時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、５番 五十嵐 晃樹 委員、９番 齋藤 茂 委員の２名を指名いたします

これより、報告並びに議案の審議に入ります。

それでは、日程第１ 報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出書の受理について」から日程第２ 報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約について」までの報告を求めます。

事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第１号 ≫

(説明) ≪ 報告第２号 ≫

議長 以上で日程第１から日程第２までの報告を終わります。

次に、日程第３ 議案第５４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第５４号 ≫

議長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成８名、反対０名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４ 議案第５５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに所有権の移転にかかる番号１、２について審議します。

この２件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、７番 石栗 聡 委員の退席を求めます。

(７番 石栗 聡 委員 退席)

(９：３６)

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第５５号 ≫

議長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。

本案の番号１、２について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1、2については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 37)

(7番 石栗 聡 委員 着席)

(9 : 38)

再開します。

(9 : 38)

次に、利用権の設定にかかる番号3について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第55号 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号3について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号3については、原案のとおり可決されました。

次に、農地中間管理事業にかかる議案について審議します。初めに番号4と5について審議します。

この2件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、8番 齋藤 学 委員の退席を求めます。

(8番 齋藤 学 委員 退席)

(9 : 40)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 議案第55号 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号4と5について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号4と5については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 42)

(8番 齋藤 学 委員 着席)

(9 : 42)

再開します。

(9 : 4 4)

次に、番号 6 から 1 2 について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 議案第 5 5 号 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

9 番 齋藤 茂 委員

9 番

番号 1 2 ですが、ここだけ 1 2 月始期になっています。何か意味があるのでしょうか。

渋谷事務局長補佐

番号 1 2 は他と違い、始期と終期が異なっております。双方の申し出でもありますが、今回の 6 月集積まで提出のものについては、向こう十年の農地中間管理事業の手数料がかからないというところもあり、今回申請したものであります。以上です。

議 長

他にご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号 6 から 1 2 については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 8 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号 6 から 1 2 については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 4 7)

再開します。

(9 : 4 7)

以上をもちまして、第 2 2 回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9 : 4 8)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 9 番